

6. 景観重要公共施設の整備に関する事項

道志村の中心を西から東に、多くの沢と合流しながら流下する道志川、道志村の代表的な観光施設である道志の湯の脇を流れる室久保川、道志川に沿う幹線道路の国道413号、都留市と連絡する主要地方道都留・道志線、道志の湯に至る村道室久保線は道志村の重要な景観構成要素です。

道志村が景観形成の目標を実現するためには、これら公共施設の整備に際して、当該公共施設の周辺の自然環境や田園等の景観と調和した整備を行うことが重要です。

そのため、以下に、景観法に基づく「景観重要公共施設の整備に関する事項」（景観法第8条第2項第4号ロ）を定めます。

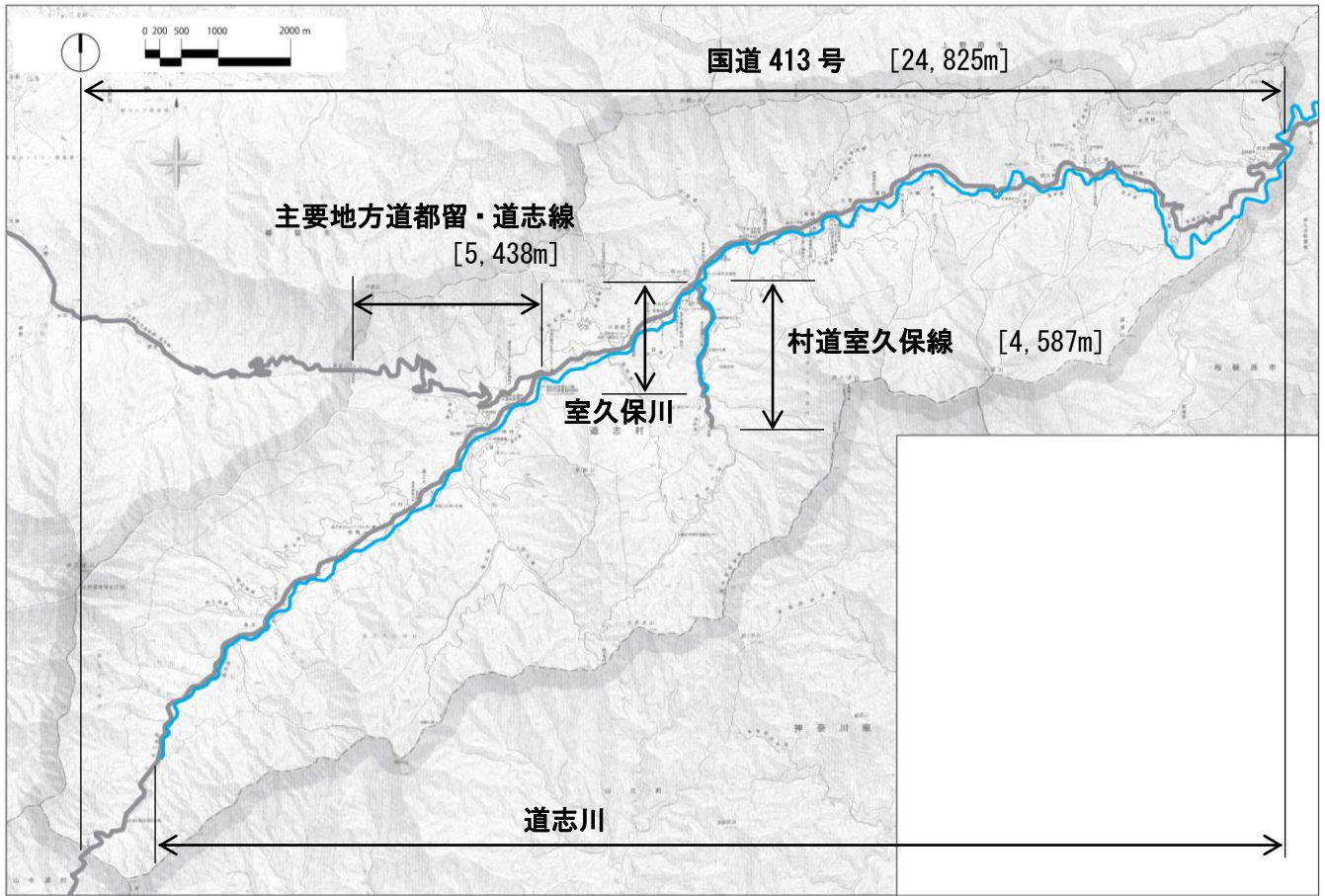
景観重要公共施設の整備にあたっては、道志村景観計画に基づき、当該施設周辺で展開する道志村の「美しい村づくり」、観光地づくりの取り組みと調整を図る等、道志村の良好な景観の形成を推進します。

(1) 道志村における景観重要公共施設の位置づけ

道志村の景観の重要な構成要素となっている、道志川、室久保川の河川と、重要な景観軸である国道413号、主要地方道都留・道志線、村道室久保線の道路を「景観重要公共施設」として位置づけます。

■表－景観重要公共施設一覧

名 称	指定範囲（区間、住所）	施設管理者
■道路		
国道413号	道志村内全区間	山梨県
主要地方道都留・道志線	道志村内全区間	山梨県
村道室久保線	国道413号の交差点～的様間	道志村
■河川		
道志川	道志村内河川区域	山梨県
室久保川	道志の湯～道志川合流点間の河川区域	山梨県



図一景観重要公共施設位置

(2) 景観重要公共施設の整備に関する事項

① 道路

i) 国道 413 号

【現況】

国道 413 号は、道志村をほぼ道志川に沿って東西に貫く、村民、来訪者が利用する幹線道路です。

来訪者を迎える空間であり、道志川、道志川に迫る山並みや沿川の田園への眺め、富士山への眺めが得られる重要な視点場となっています。

【景観重要公共施設の整備に関する事項】

道志川や山並み等への良好な眺めが得られる区間においては、防護柵の新設および改修時に眺望景観を阻害しないように、透過性に優れるパイプ式やロープ式等の形態の採用を検討します。また、その色彩については周辺および眺望景観に配慮したものとします。道志村西部および東部の林地区間においては、樹林景観と調和するよう色彩、素材に配慮します。

また、重点地区内においては、法面や擁壁が生じる場合、または法面や擁壁の改修については、周辺の自然景観と調和するよう形態、色彩等の意匠、素材、緑化等に配慮します。

電線類が道志川や山並みへの眺望に影響を及ぼす区間においては、引き込み用ポール等の位置、引き込み線の張り方の工夫などにより眺望の保全に配慮します。

ii) 主要地方道都留・道志線

【現況】

主要地方道都留・道志線は、都留市と道志村を結ぶ重要な幹線道路です。

都留方面から来訪者を迎える空間であり、道坂トンネルの道志村側坑口付近は、道志村の南方の山並みへの眺めが得られる重要な視点場となっています。

【景観重要公共施設の整備に関する事項】

道志村の山並み等への良好な眺めが得られる区間においては、防護柵の新設および改修時に眺望景観を阻害しないように、透過性に優れるパイプ式やロープ式等の形態の採用を検討します。また、その色彩については周辺および眺望景観に配慮したものとします。大半を占める林地区間においては、樹林景観と調和するよう色彩、素材に配慮します。

また、重点地区内においては、法面や擁壁が生じる場合、または法面や擁壁の改修については、周辺の自然景観と調和するよう形態、色彩等の意匠、素材、緑化等に配慮します。

電線類が道志川や山並みへの眺望に影響を及ぼす区間においては、引き込み用ポール等の位置、引き込み線の張り方の工夫などにより眺望の保全に配慮します。

国道 413 号との交差点周辺においては、道志村を代表する交通路の結節点として、

花壇の整備、花の育成等、賑わいのある景観形成を図ります。

iii) 村道室久保線

【現況】

村道室久保線は、国道 413 号と道志の湯、的様を結ぶ重要な道路です。

国道 413 号との交差点から道志の湯に向かうと、左手眼下に村内では限られる、比較的広がりのある田園景観が展開します。道志の湯に近づくと、室久保川沿いに道路は進み、山林を流れる道志川支流の自然景観が見え隠れし、的様付近では、植林地等の中を進み、樹林景観が展開します。

【景観重要公共施設の整備に関する事項】

室久保川、沿川の田園への良好な眺めが得られる区間においては、防護柵の新設および改修時に眺望景観を阻害しないように、透過性に優れるパイプ式やロープ式等の形態の採用を検討します。また、その色彩については周辺および眺望景観に配慮したものとします。道志の湯周辺の森林区間においては、樹林景観と調和するよう色彩、素材に配慮します。

法面や擁壁が生じる場合、または法面や擁壁の改修については、周辺の自然景観と調和するよう形態、色彩等の意匠、素材、緑化等に配慮します。

電線類が道志川や山並みへの眺望に影響を及ぼす区間においては、引き込み用ポール等の位置、引き込み線の張り方の工夫などにより眺望の保全に配慮します。

国道 413 号との交差点周辺においては、道志村を代表する交通路の結節点として、花壇の整備、花の育成等、賑わいのある景観形成を図ります。

②河川

i) 道志川

【現況】

道志川は、道志村にとって重要な景観資源であり、道志村を象徴する自然景観です。

かつては河川から両岸の山並みへと自然景観が連続していました。近年は災害対策工事等により、護岸整備が進んでいます。

【景観重要公共施設の整備に関する事項】

護岸整備等に際しては、多自然川づくりにより河川周辺の自然景観との調和・連続性への配慮を図ると共に、自然環境の保全を図ります。

また、親水性の向上に向けて、河川に下りる通路等の確保を図ります。

ii) 室久保川

【現況】

室久保川は、道志村の重要な文化的な資源である、源頼朝伝説に関わる「的様」が存在し、道志森のコテージや道志の湯等の道志村を代表する観光施設の脇を流れる重要な景観資源です。

【景観重要公共施設の整備に関する事項】

護岸整備等に際しては、多自然川づくりにより河川周辺の自然景観との調和・連続性への配慮を図ると共に、自然環境の保全を図ります。